

第1章

通級による指導の概要

この章では、「通級による指導」の概要について説明しています。
「通級による指導」の目的や教育課程、指導内容及び時間数など、
基礎的な事柄や、発達障がいのある子どもたちの学びの場について記
載しました。

第1章 通級による指導の概要

1 「通級による指導」とは

(1) 「通級による指導」の目的

障がいのある子どもたちについては、障がいの状態や発達の段階、特性等に
応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するために必要な力
を培うことが求められています。

このため、現在、我が国においては、子どもたち一人一人の障がいの状態に
応じて、特別支援学校、または小中学校の特別支援学級、あるいは「通級によ
る指導」など、多様な学びの場を整備し、障がいによる学習上または生活上の
困難の改善・克服を目的とした特別支援教育が行われています。

平成5年に「通級による指導」が制度化される前は、発達障がいや言語障が
いのある子どもたちは、通常の学級において留意して指導されてきました。し
かし、そうした子どもたちの中に、それ
ぞれの実態に応じたさらにきめ細やかな
指導が行われることによって、自分のも
っている力を最大限に発揮し、障がいによ
る学習上または生活上の困難を改善・
克服する力を身に付けられる子どもがい
ることが分かってきました。

こうした背景を基に「通級による指導」
は、特別支援教育の新しい指導形態とし
て制度化されました。

「通級による指導」は、障がいの状態
が異なる個々の子どもたちに対して個別指導を中心とした特別の指導をきめ細
やかに、かつ弾力的に提供する教育の一形態です。子どもたちが、この指導を
受けるのは週に数単位時間程度で、教科学習等のほとんどの授業は通常の学級
で受けています。「通級による指導」において子どもたちの教育的ニーズに応じ
たきめ細やかな指導が行われると同時に、通常の学級でもその指導内容を生か
した支援が行われることで、障がいによる学習上または生活上の困難を改善・
克服する力を身に付けることができます。



(2) 「通級による指導」の対象となる子ども

「通級による指導」は、学校教育法施行規則第140条及び第141条に基づい
て行われています。平成18年4月より、「学習障害者」及び「注意欠陥多動性
障害者」が新たに「通級による指導」の対象となり、また、これと併せて「情
緒障害者」の分類が整理され、「自閉症者」が独立の号として規定されました。

第 140 条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第 50 条第 1 項、第 51 条及び第 52 条の規定並びに第 72 条から第 74 条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

さらに、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成 25 年 10 月 4 日付け、25 文科初第 756 号通知）では、「通級による指導」の対象となる子どもについて次のように記されています。

1 障害の種類及び程度

ア 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

カ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

キ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ク 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

また、「知的障害者」については、その障がい特性に十分配慮し、特別支援学校（知的障害）の各教科を取り入れた特別の教育課程を編成するなど、特別支援学級において日々の生活に結びついた指導を行うことが適当であると考えられており、「通級による指導」の対象となっていません。

長野県で行っている「通級による指導」と、その対象者は以下のとおりです。

【ことばの教室】

対象者：言語障害者

※ 県内小学校 38 校 47 教室（平成 27 年度現在）で行っています。

【LD等通級指導教室】

対象者：学習障害者、注意欠陥多動性障害者、自閉症者

※ 県内小学校 26 校 28 教室（平成 27 年度現在）で行っています。

【盲学校における通級による指導】

対象者：弱視者

※ 長野盲学校で行っています。原則として盲学校の担当者が地域の小中学校を巡回して指導を行っています。

【ろう学校における通級による指導】

対象者：難聴者

※ 長野ろう学校及び松本ろう学校で行っています。原則として、ろう学校の担当者が、地域の小中学校を巡回して指導を行っています。

コラム 1

発達障がいのある子どもたちの学びの場は？

LDやADHDなどの発達障がいがあり、特別な教育的ニーズのある子どもたちを対象とした通級指導教室が、県内で28教室となりました。

それぞれの教室では、子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じて、障がいによる学習上または生活上の困難を改善・克服するための指導が行われています。しかし、発達障がいのある子どもたちの学びの場は通級指導教室だけなのでしょうか……。

もちろん、それだけではありません。その子が在籍している通常の学級も重要な学びの場です。また、リソースルームなどの活用も考えられます。「発達障がいがあるから通級指導教室を利用しなければならない」ということではないのです。大切なことは、その子の教育的ニーズを的確に捉え、力を最大限に発揮するために必要な支援は何か、そしてその支援が提供できる場所はどこかということを考えることです。文部科学省の「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成25年10月4日）の通知の中では、

「学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やチーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分配慮すること。」

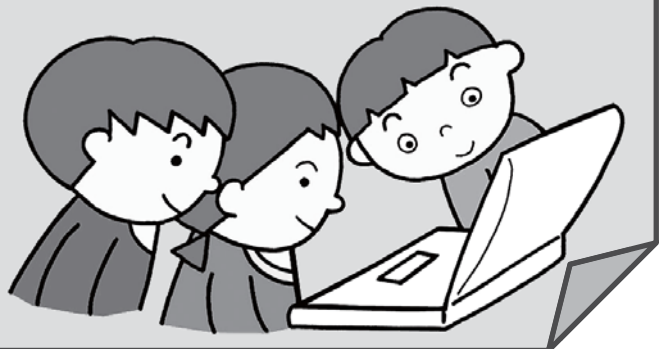
とあります。

もし、通常の学級の中で発達障がい等があって困っている子どもがいたら、すぐに通級指導教室や特別支援学級を利用することを考えるのではなく、まずは学級の中でできることはないか考えてみてください。

その学級はその子にとって、達成感や成就感が得られる場になっていますか、ほめられ認められる場になっていますか、安心できる場や存在感のある場になっていますか、指導方法や校内体制の工夫はできていますか。

今一度、通常の学級の授業に参加し、自分のもっている力を存分に発揮するためにできることはないか、考えてみてください。

きっと本人も友だちと一緒に自分の学級で楽しく学びたいと思っているはずですから。



(3) 校内教育支援委員会における判断について

校内教育支援委員会で、特別な支援の必要な児童生徒についての支援の必要度を検討する際には、

- ① これまでの支援の整理
- ② 学級担任による指導・支援の工夫
- ③ 学年職員等の連携した指導・支援の工夫
- ④ 特別支援教育支援員等の活用

などの支援の整理や今後の指導・支援の工夫を十分に検討します。その際には保護者と連携し、丁寧に合意形成を図っていくことが大切です。

こうしたプロセスを踏んだ上で、特別な支援が必要だと判断される場合には、

ア 通常の学級に籍をおいたまま、一部学級外に取り出しての指導・支援

イ 日常的、継続的な特別な指導・支援

のどちらが必要かを検討します。**ア**なら「通級による指導」、**イ**なら特別支援学級への入級が適当と考えられます。

【参考】必要な対応の段階（支援の必要度）を見極める考え方の例

支援の必要度	学習面	社会面	対応例
A	学級での指導の工夫が必要		特別支援教育コーディネーターと担任と一緒に児童生徒の抱える困難さを考察し、学級の中でできる配慮を実施・経過観察。授業のユニバーサルデザイン化を図る。
B	学年職員等の連携した指導が必要（TT, 少人数, 支援員等による入り込みの支援を含む）		学年会や校内委員会で情報を共有。複数の学年職員が様々な場面で歩調を合わせ、協力して支援。または、TT, 少人数, 支援員による学級に入り込みでの支援。
C	上記A, Bの通常の学級における指導の工夫等に加え、一部学級外に取り出しての指導が必要		校内体制を工夫し、一部取り出しの支援。必要に応じて、校内教育支援委員会での検討。市町村教育支援委員会での判断。判断を受け、通級指導教室等の活用による一部取り出しの支援。
D	日常的、継続的に特別な指導が必要		校内教育支援委員会での検討に加え、市町村教育支援委員会での判断。特別支援学級に入級し、特別な教育課程を編成し、支援。

通級

入級

校内委員会で継続検討
個別の指導計画作成

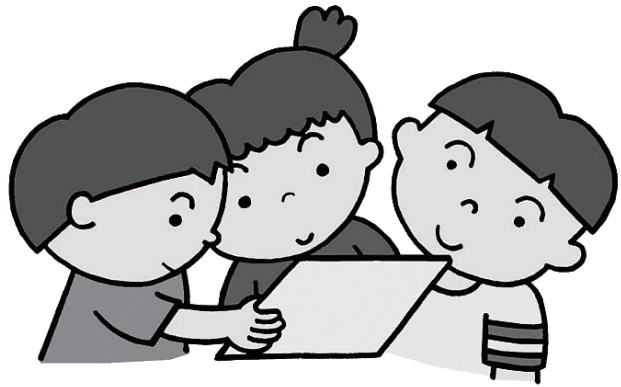
参考文献：「特別支援学級ガイドライン」平成26年3月 長野県教育委員会

(4) 「通級による指導」における指導内容・指導時間

第 141 条 前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において受けた授業を、当該小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

学校教育法施行規則第 141 条では、他の小中学校で受けた特別の指導を、その子が在籍する小中学校の特別の教育課程に係る授業とみなすことができると規定しています。

また、平成 5 年 1 月 28 日文部省告示第 7 号では、子どもの障がいに応じた特別の指導を、小中学校の教育課程に加え、または、その一部に替えることができるものとしています。つまり、小中学校の標準的な総授業時数を考慮して、「通級による指導」が多くなる場合には、一部の授業に替えて「通級による指導」を組み込むことを認めているのです。そうすることによって、子どもたちの負担を軽減し、より効果的な指導を行うことができるようになっていきます。



① 指導内容について

「通級による指導」とは、障がいの状態に応じ、障がいによる学習上または生活上の困難の改善・克服を目的とした指導、すなわち、特別支援学校における自立活動に相当する内容を有する指導を指します。

また、特に必要があるときには、障がいの状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導、いわゆる各教科の補充授業を行うことができます。ただし、この場合の補充授業とは、あくまで障がいの状態に応じた特別の補充指導であり、単なる教科の遅れを補充するための指導ではありません。

特別支援学校における
自立活動



障がいの状態に応じた
各教科の補充指導

【各教科の補充指導の例】

国語 音読が苦手な児童には、聴覚的処理、視覚的処理のどちらに困難さがあるかを明らかにした上で、「漢字カルタや特殊音節カルタを活用して読む練習をする」などの指導が考えられます。

算数 算数の文章題が苦手な場合には、文章中にある条件を記憶する力や立式する思考力に弱さがあるのかなどの要因を明らかにして、「文章題を図示する」「何を求められているのかなどの文章題のポイントを見つけ、印を付ける」などの指導が考えられます。

② 授業時数について

障がいによる学習上または生活上の困難の改善・克服を目的とした指導と障がいの状態に応じた各教科の補充指導を合わせて、年間 35 単位時間からおおむね年間 280 単位時間以内の範囲で行うことを標準としています。

この他、学習障がい及び注意欠陥多動性障がいのある子どもについては、月 1 単位時間程度でも指導上の効果が期待できることから、年間 10 単位時間からおおむね年間 280 単位時間までとなっています。

障がい種	週または月の授業時数	年間の授業時数
言語障がい 弱視、難聴 等	週 1 単位時間～週 8 単位時間	35 単位時間～280 単位時間
学習障害がい 注意欠陥多動性障がい	月 1 単位時間～週 8 単位時間	10 単位時間～280 単位時間

